

統一地方選挙



投票日は

知事・道議選挙 4月12日(日)

市長・市議選挙 4月26日(日)

北海道知事・北海道議会議員選挙

投票できる方

- 次の年齢および住所を満たし、かつ選挙権を有する方
- ▷年齢…平成7年4月13日までに生まれた方
 - ▷住所…平成27年1月2日までに函館市に住民登録をして、投票する日まで引き続いて住所がある方

期日前投票

投票日に仕事や用事のある方は、投票日前に投票ができます。

場所	①市役所1階市民ホール ②湯川支所 ③亀田支所 ④戸井支所 ⑤恵山支所 ⑥般法華総合センター ⑦南茅部支所 ⑧ポールスターショッピングセンター ⑨昭和タウンプラザ ベスト電器前
期間	知事選挙 3月27日(金)～4月11日(土) 道議選挙 4月4日(土)～11日(土) ※ ⑧⑨は4月4日(土)～11日(土)
時間	午前8時半～午後8時 ※ ⑧⑨は午前10時～午後8時

- ※ 3/27～4/3の期間は、知事選挙のみの投票となります。
- ※ 4/4～11の期間は、知事と道議選挙を同時に投票できます。

函館市以外に滞在している方の投票

長期出張、出稼ぎなどのため函館市で投票できない方は、滞在先の市町村で不在者投票ができます。

事前に本人が記入した投票用紙等の請求書を、選挙管理委員会事務局あてに郵送または直接お持ちください。

病院等に入院している方の投票

北海道選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設内で不在者投票ができます。各施設の職員に申し出てください。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで一定の障がいのある方、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」で投票所に行けない方は、在宅で投票ができる制度があります。詳しいことは選挙管理委員会事務局にお問合せください。



函館市に転入・函館市から転出した方の選挙権

北海道外の都府県へ転出した方は、投票することができません。

転入した方・北海道内の市町村に転出した方は、住所要件等の確認がありますので、詳しくは選挙管理委員会事務局へお問合せください。

投票所入場券

世帯主あてに、圧着ハガキで4月3日(金)頃までに届くよう発送する予定です。ハガキを開くと世帯4人まで連記した入場券となっており、投票所が記載されています。

市内で転居した方の投票所

3月23日(月)以後に転居届出をした方の投票所は、前住所地の投票所(入場券に記載されています)となりますので、ご注意ください。

函館市長・函館市議会議員選挙

投票できる方

- 次の年齢および住所を満たし、かつ選挙権を有する方
- ▷年齢…平成7年4月27日までに生まれた方
 - ▷住所…平成27年1月18日までに函館市に住民登録をして、投票する日まで引き続いて住所がある方
- ※ 投票方法など詳細は本紙4月号でお知らせします。

選挙人名簿新規登録者の縦覧

新たに登録(20歳・転入届出後3カ月を経過)された方を記載した書面を縦覧します。

縦覧期間

- ▷3月2日定時登録分 3月3日(火)～7日(土)
- ▷3月25日知事選挙時登録分 3月26日(木)
- ▷4月2日道議選挙時登録分 4月3日(金)

縦覧場所 選挙管理委員会事務局 (市役所8階)

縦覧時間 午前8時半～午後5時

お問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎21-3594